

## 浜松市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)第5条第1項に規定する指定難病の患者で、かつ、当該指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者の在宅療養の実態把握及び訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的に、当該患者に対して行われる、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「対象患者」とは、浜松市内に住所を有する法第5条第1項に規定する指定難病の患者で、かつ、当該指定難病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を必要と認める者をいう。

2 この要綱において、「診療報酬で定められた回数」とは、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。次項において「厚生労働省告示第59号」という。)に規定する「在宅患者訪問看護・指導料」又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)に規定する「訪問看護療養費」を算定することができる回数をいう。

3 この要綱において「訪問看護」とは、厚生労働省告示第59号に規定する「在宅での療養を行っている患者であって通院が困難な者に対して、診療に基づく訪問看護計画により、保健師、助産師若しくは看護師又は准看護師を訪問させて行わせる看護又は療養上必要な指導」又は健康保険法第88条第1項、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第54条の2第1項、船員保険法(昭和14年法律第73条)第29条ノ4第1項、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)第56条の2第1項若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第58条の2第1項に規定する「指定訪問看護」をいう。

### (実施方法)

第3条 市長は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業(以下「支援事業」という。)による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション(健康保険法第88条第1項に規定する厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者が当該指定に係る指定訪問看護事業を行う事業所をいう。以下同じ。)又は訪問看護を行うその他の医療機関(以下「医療機関」という。)と支援事業による訪問看護の実施に係る委託契約を締結するものとする。

この場合において、現に締結している契約内容を変更する必要があるときは、医療機関と協議の上、その取り扱いを決定するものとする。

2 市長は、支援事業による訪問看護を行うのに適当と認め、委託契約を締結した訪問看護ステーション又は医療機関(以下「受託訪問看護ステーション等」という。)に対し、予算の範囲内において、支援事業による訪問看護に必要な費用(以下「訪問看護費用」という。)を交付することにより事業を実施するものとする。

- 3 訪問看護費用の額は、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には1日につき4回目以降（特別な事情により複数の受託訪問看護ステーション等が訪問看護を実施する場合には、別に定める回数以降）の訪問看護について、対象患者1人当たり年間260回（次項の規定により特例措置の対象となる3回目の訪問看護を含む。）を限度として、別表第1に定める額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一受託訪問看護ステーション（別表第1の受託訪問看護ステーションをいう。）で行う場合の当該3回目の訪問看護については、特例措置として別表第2に定める額を支給するものとする。
- 5 受託訪問看護ステーション等が対象患者に行う診療報酬で定められた回数を超える訪問看護の回数は、対象患者1人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等から特に必要と認められるときは、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行うことができる。

（参加の申請）

第4条 支援事業による訪問看護を受けようとする対象患者（以下「申請対象患者」という。）は次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書（様式第1号）
- (2) 診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し
- (3) 前号の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書（診療報酬対象分及び診療報酬対象分とは別に行う分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）の写し

2 申請対象患者が、他の制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により、法第7条第4項に規定する医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）の交付を受けていない場合には、前項に掲げる書類に加えて、法第6条第1項の診断書を市長に提出するものとする。

3 前2項に規定する書類は、支援事業による訪問看護を実施しようとする受託訪問看護ステーション等がとりまとめて市長に提出するものとする。

（参加の決定）

第5条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、内容を審査の上、支援事業参加の承認の可否を決定し、その結果を申請対象患者及び申請対象患者に係る受託訪問看護ステーション等に対し在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加承認通知書（様式第2号）を通知するものとする。

2 前項に規定する支援事業参加の承認を受けた対象患者（以下「参加患者」という。）の決定が効力を有する期間は、医療受給者証の有効期限の取り扱いに準ずる。

（当該事業の期間）

第6条 支援事業の期間は、参加患者1人について1年を限度とする。

2 前項の期間は、市長が必要と認める場合は、これを更新することができるものとする。

（請求及び交付）

第7条 受託訪問看護ステーション等が参加患者に対する訪問看護を実施したときの訪問看護費用の請求は、別表の左欄に掲げる訪問看護費用の区分ごとに同表右欄に掲げる請求書を月ごとに翌月の10日までに市長に提出して行うものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、30日以内に請求者に支払うものとする。

(報告等)

第8条 受託訪問看護ステーション等は、月ごとに、参加患者に係る診療報酬対象分とは別に行う訪問看護に係る主治医の訪問看護指示書の写し及び当該訪問看護指示書に基づく訪問看護計画の写しをあらかじめ市長に提出するものとする。

2 受託訪問看護ステーション等は、月ごとに、参加患者にかかる支援事業の実施実績について、在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書(様式第5号)及び在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護実施実績一覧表(様式第6号)を参加患者別に作成し、翌月の10日までに市長に提出するものとする。

(継続手続等)

第9条 参加患者は、第5条第2項の期間を過ぎてなお支援事業による訪問看護を受けようとするときは、当該期間の満了の日の1月前までに第4条に規定する手続により市長に申請を行うものとする。

2 参加患者が対象患者でなくなったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に、静岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱(平成10年静岡県告示第650号)第5条第1項の規定による承認を受けた者は、この要綱第5条第1項の規定による承認を受けた者とみなす。

別表第 1 ( 第 3 条関係 )

訪問看護費用の区分	訪問看護費用の額	請求書
医師による訪問看護指示料	1 月に 1 回に限り 3 , 0 0 0 円	様式第 3 号
第 3 条第 1 項に規定により市長と委託契約を締結した訪問看護ステーション ( 以下「受託訪問看護ステーション」という。 ) が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額	1 回につき 8 , 4 5 0 円	様式第 4 号
受託訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額	1 回につき 7 , 9 5 0 円	様式第 4 号
第 3 条第 1 項に規定により市長と委託契約を締結した医療機関 ( 以下「受託医療機関」という。 ) が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額	1 回につき 5 , 5 5 0 円	様式第 4 号
受託医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額	1 回につき 5 , 0 5 0 円	様式第 4 号

別表第 2 ( 第 3 条関係 )

訪問看護費用の区分	訪問看護費用の額	請求書
保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用	1 回につき 2 , 5 0 0 円	様式第 4 号
准看護師による訪問看護の費用	1 回につき 2 , 0 0 0 円	様式第 4 号

在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加申請書

ふりがな 氏名			性別 男・女	生年月日	年 月 日	
住所	〒 ( )		出生都道府県		発病時の職業	
発病年月	年 月	初診年月日	年 月 日	保険種別	協・組・共・国・介・他( )	
指定難病名			特定医療費受給者証番号			
過去1年間の訪問看護状況	訪問看護回数	(年 回、月平均 回)				
	受託訪問看護ステーション等	住所	〒			
		名称				
		管理者				
	主治医	医療機関名				
		住所	〒			
		氏名				
申請書記載者	氏名				申請者との続柄	
	住所	〒 ( )				
<p>私は、支援事業による訪問看護の記録が厚生労働省難治性疾患克服研究班に送付され、個人情報保護のもと研究の用に供されることに同意の上、上記のとおり、在宅人工呼吸器使用患者支援事業への参加を申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>あて名 浜松市長</p> <p style="text-align: center;">申請者氏名</p>						

第 年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称

浜松市長

### 在宅人工呼吸器使用患者支援事業参加承認通知書

年 月 日付け参加申請がありました浜松市在宅人工呼吸器使用患者支援事業について、浜松市在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要綱第5条の規定に基づき下記のとおり参加を承認します。

#### 記

- 1 参加承認期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 実施回数 1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等から特に必要と認められるときは、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行うことができる。

#### 【留意事項】

- 1 申請者に対する当該事業による訪問看護は、申請者の主治医の訪問看護指示書に基づき、市長と当該事業による訪問看護の実施に係る委託契約を締結した受託訪問看護ステーション等により実施されるものであること。
- 2 申請者が参加申請書に記載の住所、保険種別を変更した場合は、速やかに届け出ること。
- 3 申請者が浜松市在宅人工呼吸器使用患者支援事業第2条に規定する対象患者でなくなった場合は、速やかに届け出ること。
- 4 参加承認期間満了後引き続き当該事業に参加しようとするときは、期間満了1月前までに更新の手続きをとること。

様式第3号(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業  
訪問看護指示料請求書( 年 月分)

請求金額 円

請求内容

指示書発行日	対象患者名	指示先の訪問看護ステーション名 又は医療機関名	金額

上記のとおり請求します。

年 月 日

あて名 浜松市長

住所又は  
所在地

商号又は  
名称

代表者

口座振替先金融機関名

口座種別

様式第4号(第7条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業  
訪問看護費用請求書( 年 月分)

請求金額 円

請求内容

対象患者名	訪問看護実施日	総回数	単 価	請求金額

上記のとおり請求します。

年 月 日

あて名 浜松市長

住所又は

所在地

商号又は

名称

代表者

口座振替先金融機関名

口座種別

在宅人工呼吸器使用患者支援事業  
実績報告書( 年 月分)

ふりがな 氏名				性別	男・女	生年月日	年 月 日	
住所		〒  ( )		出生都道府県		発病時の職業		
発病年月		年 月	初診年月日	年 月 日		保険種別	協・組・共・国・介・他( )	
指定難病名				特定医療費受給者証番号				
当 月 分 の 訪 問 看 護 状 況	診療報酬 対象 訪問看護	回数	(月 回、週平均 回)					
		時間	(月間総 時間、1回平均 時間)					
		訪問看護の内容						
	支援事業 対象 訪問看護	回数	(月 回、週平均 回)					
		時間	(月間総 時間、1回平均 時間)					
		訪問看護の内容						
上記患者に対し在宅人工呼吸器使用患者支援事業を行ったので、その実績を報告します。								
年 月 日								
あて名 浜松市長  受託訪問看護ステーション等の 所在地及び名称： 代表者氏名： 電話番号：								

様式第6号(第8条関係)(用紙 日本工業規格A4縦型)

在宅人工呼吸器使用患者支援事業 訪問看護実施実績一覧表

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月分

患者氏名 \_\_\_\_\_

	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目		6回目		7回目		8回目	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1日																
2日																
3日																
4日																
5日																
6日																
7日																
8日																
9日																
10日																
11日																
12日																
13日																
14日																
15日																
16日																
17日																
18日																
19日																
20日																
21日																
22日																
23日																
24日																
25日																
26日																
27日																
28日																
29日																
30日																
31日																
回数計																
訪問看護ST 実施時単価	<b>事業対象外</b>				2,500	2,000	8,450	7,950	8,450	7,950	8,450	7,950	8,450	7,950	8,450	7,950
医療機関 実施時単価							5,550	5,050	5,550	5,050	5,550	5,050	5,550	5,050	5,550	5,050

A：保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護

B：准看護師による訪問看護